不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>原状回復</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>総合政策部政策課政策係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第９条
（原状回復）
第９条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第２４４条の２第１１項の規定により指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、速やかにその管理しなくなった公の施設の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定（条文の規定により基準が言い尽くされているため）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１７年１０月４日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>